



令和元年度 教育委員会 第11回定例会 議案

1 日 時 令和元年10月16日（木）午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 報告事項

4 議 事

第24号議案 静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針 …… 1

＜非＞第25号議案 令和元年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定 …… 非

＜非＞第26号議案 令和2年度教職員人事異動方針 …… 非

5 閉 会

静岡県教育委員会



第 24 号議案

静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針を、別紙のとおり決定する。

令和元年 10 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

第24号議案【補足資料】

「静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の策定

(教育総務課)

(要旨)

平成31年1月に文部科学省から、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)が通知された。

ガイドラインでは、教師(教育職員)の「勤務時間の上限の目安時間」を示すとともに、服務監督権者である教育委員会に対し、ガイドラインを参考にした、所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を策定するよう求めている。

県教育委員会では、ガイドラインを踏まえ、「静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」(以下、「方針」)を策定することとした。

1 方針の趣旨

- (1) 長時間勤務の是正による教師の心身の健康の保持増進
- (2) 心身ともに健康な教師が児童生徒と向き合うことによる教育の質の向上

2 方針運用開始

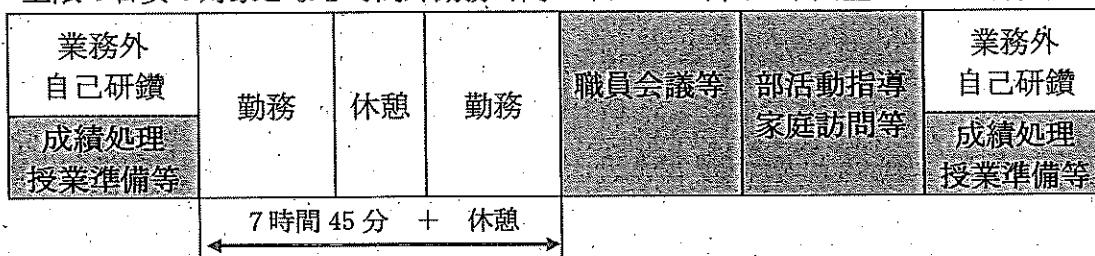
令和2年4月1日

3 方針における時間外勤務時間の上限の目安時間

ガイドラインに準拠

通常	月45時間以内・年360時間以内
特例(児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合)	月100時間未満・年720時間以内

上限の目安の対象となる時間外勤務時間のイメージ(平日・下図塗りつぶし部分)



※週休日・休日については業務に従事した全ての時間が対象

4 勤務時間の把握

NES(教育総合ネットワークシステム)に「教職員勤務時間管理システム(仮称)」を構築して把握する予定

静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

平成30年7月に公布された「働き方改革推進法」においては、時間外労働の上限規制等を定めた労働基準法の一部改正や、労働時間の状況の客観的な方法による把握を義務付けた労働安全衛生法の一部改正が行われた。

一方で、学校に対するニーズの複雑化・多様化、学校や教育職員が担うべき業務の拡大により、教育職員は厳しい就業環境に置かれ、このことは、教育職員の心身の健康、ひいては、児童生徒の学びに影響を及ぼしている。

こうした状況のもと、文部科学省は、中央教育審議会での「学校における働き方改革」に関する審議を踏まえ、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

については、静岡県教育委員会(以下、「県教育委員会」)は、ガイドラインを参考に「静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定することとした。

1 趣 旨

- 長時間勤務の是正による「教育職員の心身の健康の保持増進」を目指す。
- 心身ともに健康な教育職員が児童生徒と向き合うことによる「教育の質の向上」を目指す。

2 対象職員

- 県立学校の教育職員

3 方 針(時間外勤務の上限の目安時間)

原 則

月45時間以内・年360時間以内(いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む)

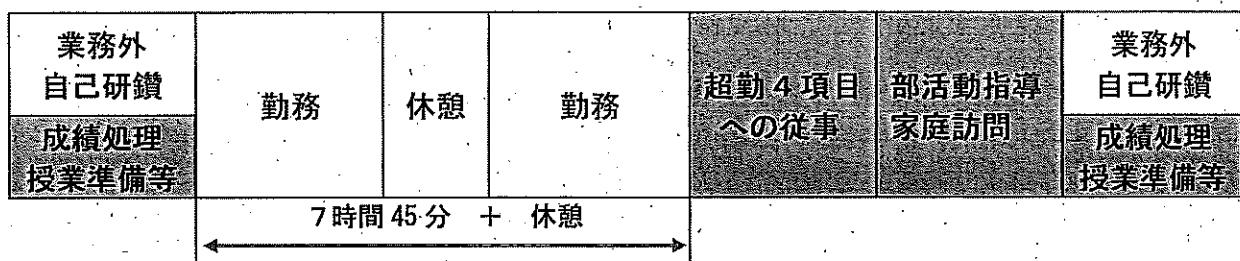
特 例(児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合)

月100時間未満・年720時間以内(いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む)

ただし、月45時間を超える月は1年間で6か月以内、かつ、連続する複数月(2か月~6か月)それぞれの期間で、時間外勤務時間の平均が80時間以内。

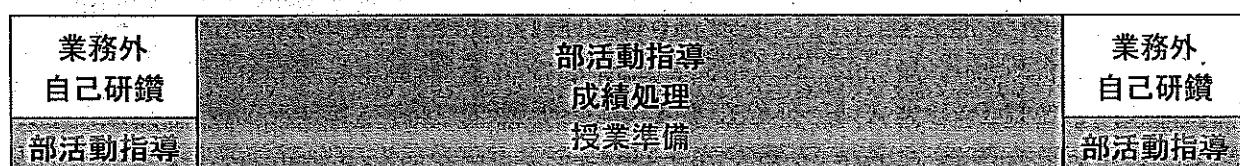
4 上限の目安の対象となる時間外勤務のイメージ(下図塗りつぶし部分)

○ 平日の校務処理等(校内・校外)



※業務に従事した時間から正規の勤務時間を除いた時間が対象。

○ 週休日・休日の校務処理等



※週休日・休日については業務に従事した全ての時間が対象。

5 勤務時間等の考え方と把握方法

項目	考え方	把握方法
①在校時間	(校内)出勤から退勤までの時間	NESパソコンの使用時間
	(校外)校外での勤務の時間	実施要領等
②条例等で定められた勤務時間	1日につき7時間45分 ※短時間勤務の者は割り振られた時間 ※休暇、職専免の時間を除く	—
③休憩時間	勤務時間に応じて校長が与える時間	—
④自己研鑽の時間	自らの判断による専門性や教養を高める為の勉強や自主的な研究会への参加等に係る時間	NESシステム(教員が入力)
⑤その他業務外の時間	所定勤務時間前後の食事や読書、職専免活動等の業務とはみなされない活動を行った時間	NESシステム(教員が入力)
⑥在校等時間(勤務時間)	業務に従事した時間 ①-③-④-⑤	NESシステム(自動計算)
⑦上限の目安の対象となる勤務時間	在校等時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間 ⑥-② (①-②-③-④-⑤) =在校等時間-(正規の勤務時間-休暇・職専免)	NESシステム(自動計算)

6 実効性を担保するための取組

- 県教育委員会にあっては、把握した勤務時間の状況の分析や、P D C Aサイクルによる「学校における業務改革プラン」の進捗管理を行い、「働き方改革」に関する施策を講じるとともに、各学校への支援につなげていく。併せて、国に対して、「働き方改革」に必要な、教職員定数の改善等の環境整備を働きかける。
- 校長等管理職にあっては、「学校経営計画書」記載の「働き方改革」に関する目標を実現するための取組を着実に進める。また、教育職員の健康状態に留意し、把握した勤務時間の状況を踏まえ、必要に応じて業務分担の見直し等を行う。
- 教育職員にあっては、自らの心身の健康の保持増進のため、業務のあり方や進め方等を見直す。また、県教育委員会の「働き方改革」に関する施策や、学校における適切な業務分担等につなげるため、「勤務時間」を正確に記録する。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

平成31年1月25日

文部科学省

1. 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしている。

また、政府全体でも関連する取り組みが進められる中、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革推進法」という。）において、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を結ぶにあたり、法定の労働時間を超える時間外労働の規制が新たに規定されたところである。

今回、こうした政府全体の動向も踏まえつつ、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものである。

なお、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根柢を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくものである。

2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、「給特法」という。)第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3. 勤務時間の上限の目安時間

(1) 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

教師は、社会の変化に伴い子供たちがますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれに異なる一人一人の子供たちの発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、学習意欲を高める授業や適切なコミュニケーションをとつて教育活動に当たることが期待されている。このような教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、今回のガイドラインにおいては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

4. 実効性の担保

(1) 本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進めること。

- ① 教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等（以下「方針等」という。）を策定すること。
- ② 教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③ 教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

(2) 文部科学省及び教育委員会は、保護者も含めて社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るものとすること。

(3) 文部科学省は、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表するものとすること。

5. 留意事項

- (1) 関係者は、本ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 本ガイドラインの実施に当たっては、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 本ガイドラインの実施に当たっては、教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行なうことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残せたりすることがあつてはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 冒頭で述べた通り、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意して取組を進められたい。



第11回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	浜松地区及び三島田方地区特別支援学校(仮称)の校名募集	1
2	<非>文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況(調査結果の要旨)	非



報告事項1

令和元年10月16日

(件名)

浜松地区及び三島田方地区特別支援学校(仮称)の校名募集

(特別支援教育課)

(要旨)

令和3年4月に開校予定の浜松地区及び三島田方地区特別支援学校(仮称)の校名を県民等から公募し、審査及び選考を実施した後、条例改正の議決により決定する。

(学校の概要)**浜松地区特別支援学校(仮称)**

対象とする障害	知的単一、知的重複
設置期日	令和3年4月1日
設置場所	浜松市北区細江町広岡1 (旧気賀高等学校の敷地)
設置学部	小学部、中学部、高等部(計53学級程度)
想定通学範囲	浜松市(北区、西区のうち湖東中学校区及び庄内中学校区、中区萩丘地区、東区積志中学校区(小中学部のみ)、浜北区のうち龜玉小学校区)

三島田方地区特別支援学校(仮称)

対象とする障害	知的単一、知的重複
設置期日	令和3年4月1日
設置場所	伊豆の国市寺家235 (旧東部特別支援学校の敷地)
設置学部	小学部、中学部、高等部(計40学級程度)
想定通学範囲	沼津市(静浦中学校区、大平中学校区、長井崎中学校区、戸田中学校区)、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町

(校名募集)

- 1 期間 令和元年11月5日(火)から11月26日(火)まで
- 2 方法 公募(はがき、ファクシミリ、電子メール)

(決定までの手順)

11月5日～11月26日	校名公募期間
12月上旬	校名選考審査会
12月～1月	教育委員会(校名案の検討、決定)
2月～3月	県議会2月定例会(静岡県立学校設置条例改正案を提出)

(参考)**○校名選考審査委員**

関係特別支援学校(校長、副校長、PTA会長)、地域代表、県教育委員会事務局職員

